

横須賀市防災カメラ管理運用要領【案】

1 目的

防災対策のために設置・運用する防災カメラにより、災害時に現場活動に応じた迅速な対応を行うとともに、市民の防災意識の向上や啓発を図る目的とプライバシー保護等との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

2 防災カメラの種類

(1) 災害監視カメラ

過去に冠水や越波などの水害に被災した地点に設置し、災害情報を収集するために撮影するもの。撮影範囲は、防災カメラの有用性と市民のプライバシーに配慮した必要かつ効果的な範囲に限定するよう努めるものとし、かつ、人が映り込んでも個人が識別できないレベルに画質等を調整することで、個人情報の収集に該当しないよう運用するものとする。

(2) ウェアラブルカメラ

災害現場などに携行し、災害現場等の映像を撮影するもの。

(3) 高機能ドローン

災害現場等の上空からの状況を把握するために撮影するもの。

3 災害監視カメラの設置

災害監視カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は別表に定めるとおりとする。

4 映像データの利用及び公開

(1) 映像データは、災害時に現場活動に応じた迅速な対応を行うために利用する。

(2) 災害監視カメラで撮影した映像データは、市民の防災意識の向上や啓発を図ることを目的として、次の場合に限り市民に公開する。

ア 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生していること又は発生するおそれがある場合。

イ その他市長が特に必要と認めた場合。

5 防災カメラの管理責任者

(1) 防災カメラの管理運用を適切に行うため、防災カメラの個人情報管理責任者（以下、「管理責任者」という。）を置く。

(2) 管理責任者は、危機管理課長をもって充てる。

(3) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 防災カメラの管理運用に従事する者が、映像データを不当な目的に使用しない

よう監督すること。

イ 映像データを安全に管理すること。

ウ 8に定める提供を決定すること。

エ その他、映像データの適切な取り扱いに努めること。

6 映像データの安全管理

映像データの漏えい、滅失、き損、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずる。

(1) 映像データの保管

ア 災害監視カメラ及びウェアラブルカメラの映像データは、クラウドに保存しパスワード等により保護する。

イ 高機能ドローンの映像データは、電磁的記録媒体に保存する。

ウ 管理責任者の許可なく、映像データの閲覧、コピー及び持ち出しを禁止する。

(2) 映像データの保管期間は、原則として30日とする。ただし、管理責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

(3) 映像データは、原則として30日で消去する。ただし、管理責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

7 業務委託

管理責任者は、その運用に関し業務を委託する場合は、受託者に対し映像データの適切な管理を徹底させるものとする。

8 映像データの提供制限

映像データは、次の場合を除き他者に提供しない。また、映像データを他者に提供する場合は、管理責任者があらかじめ指定した職員の立会の下に行う。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で、法令の定めに基づく請求を受けた場合。

(3) 生命、身体及び財産の安全の確保、その他公共の利益のために必要と認められる場合。

9 設置表示

災害監視カメラが設置されていることについて、見やすい場所に、「防災カメラ作動中」の掲示を行う。

10 その他

(1) この基準に定めのあるもののほか、映像データに関する取扱いは、横須賀市個人

情報保護条例及び横須賀市個人情報保護条例施行規則（平成5年横須賀市規則第45号）の規定による。

(2) この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理責任者が定めるものとする。

災害監視カメラの設置場所一覧 全 30 台

	設置場所	設置台数	撮影範囲
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			